

令和元年 11 月市議会 教育厚生委員会資料

第 158 号議案 長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正条例	1
2 改正理由	1
3 改正案の内容	1
4 施行期日	1
5 新旧対照表	2
6 関連規定	3

こ ども 部

令 和 元 年 11 月



1 改正条例

長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正理由

幼保連携型認定こども園に配置する職員数として保育教諭等と同様に算入することができる副園長又は教頭の資格要件については、国の「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「国基準」という。）」に基づき、「幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者」とされている。

しかし、当該資格要件については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）」の施行の日（平成27年4月1日）から起算して5年間（令和2年3月31日まで）は、「幼稚園教諭の普通免許状又は保育士登録のいずれか一方を受けている者」で良いとする特例措置が講じられていた。

しかしながら、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を引き続き促進するとともに、既設の幼保連携型認定こども園の安定的な運営のための人材確保を可能とするため、令和元年10月18日付けで、特例措置の期間を一部改正法の施行の日から起算して10年間（令和7年3月31日まで）に延長するよう国基準が改正された。

そのため、当該改正内容は従うべき基準であることから、本市においても、同様に、幼保連携型認定こども園の副園長又は教頭の資格要件の特例に係る基準を見直すもの。

3 改正案の内容

(1) 幼保連携型認定こども園の職員配置に関する特例（附則第4項）

副園長又は教頭の資格要件の特例措置の期間を「一部改正法の施行日から起算して10年間」とする。

4 施行期日

令和2年4月1日

5 新旧対照表

改正前（傍線部分は改正部分）	改正後（案）（傍線部分は改正部分）
<p>○長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月14日 条例第40号</p> <p>第1条から第20条まで（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1項から第3項まで（略）</p> <p>（幼保連携型認定こども園の職員配置に関する特例）</p> <p>4 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは「又は」とすることができる。</p> <p>第5項以下（略）</p>	<p>○長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月14日 条例第40号</p> <p>第1条から第20条まで（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1項から第3項まで（略）</p> <p>（幼保連携型認定こども園の職員配置に関する特例）</p> <p>4 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは「又は」とすることができる。</p> <p>第5項以下（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>

6 関連規定

長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（職員の数等）

第6条

- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下つてはならない。

園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

備考

(1) この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第9号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。